TEL 0 3 (6 4 0 2) 9 5 5 5 FAX 0 3 (6 4 0 2) 9 5 5 6

URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

退職者に対する未払残業代の税務上の取扱い

○ 当社は昨年に退職した社員に対して未払の残業代と遅延損害金を支払うこととなりました。当社が支払うこれらの金額に対する所得税の源泉徴収はどのようにすべきでしょうか?

解說

未払の残業代については**賞与**として源泉徴収をします。遅延損害金については、基本的に<mark>雑</mark> 所得として取り扱うので源泉徴収の必要はありません。

1. 未払残業代の所得区分と源泉徴収

- 1)未払残業代は退職者に対する給与なので<mark>給与所得</mark>に該当します。(退職に起因して支払われるものではないので退職所得ではありません。)
- 2) ①未払残業代を損害賠償金として一時に支払う場合

支払う残業代を精算金として一時に支払う場合は、支払いをした年分の賞与として取り扱われるので、支払いを受けた年分の給与所得として課税します。

②過去の給与を遡及して実際の支払額との差額を支払う場合は、過去の年分の給与所得となりますので、過去年分を修正します。そのため、年末調整をやり直す必要があり、源泉徴収票や給与支払報告書を再提出しなければなりません。

2. 会社側の取扱い

法人税法上、損害賠償金として取り扱っても、過去分として遡及して支払っても、支払った日の属する事業年度の損金の額に算入します。ただし、支払った月の翌月 10 日までに源泉税を納付する必要があります。

3. 退職者に対する遅延損害金

遅延損害金については、<mark>雑所得</mark>として取り扱います。遅延損害金は源泉徴収の対象となっていませんので、源泉徴収する必要はありません。

要するに…

未払い残業代を精算するうえで、賠償金として支払うか、遡及分として差額分を支払うかは 会社の事務処理の手間がかなり変わります。社会保険料についても、遡及払いの方は算定の 基礎届出や労働保険料の申告書も再提出が必要となります。なので、会社としては賠償金と して支払うほうが手間がかかりません。(ただし、社員側では不利になる可能性が高いです)